

寄稿

外国人被害者支援について

公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター
専務理事兼事務局長 ● 黒宮勇一郎 氏

当センターは、平成18年(2006年)に設立され、今年で16年目を迎えています。

外国人の犯罪被害者の方への支援について、当センターの課題となっていることをお話したいと思います。

まず、外国人の方の相談・支援についてですが、件数的には少なく、令和3年度(2021年度)中の直接支援も12月末で4件でした。

しかし、一番の課題となっていることは通訳人の確保です。

どこの支援センターもそうであると思うのですが、財政的な面から、専門の通訳人を配置したり、特定の機関と個別に委託契約を締結することは、まず無理であろうと考えられます。

そして相談は、突然、何の前触れもなくやってくるものがほとんどであり、相談者本人が日本語を話せないときには、必然的に日本語を話すことができる家族・知人と一緒に相談を受理することになりますが、日本語が堪能な方であれば良いのですが、片言の日本語しか話せない、理解できない方であればあるほど、どうしても相談者本人の主訴が伝わりにくくなってしまいます。

そのため、公平・公正な通訳ができる、相談者やその関係者と利害関係のない第三者である通訳人の確保が必要となります。

現在、通訳人が常駐しているところとして考えられるのは、三重県が窓口を開設している「みえ外国人相談サポートセンター(みえこMieCo)」、市町の担当部署、警察等が考えられますが、これらの官公署・団体に協力を要請するとしても、時間的・機能的な制約があり、全ての相談に即応できるものではありません。

実際、今年夏、日本語を話せない外国人の方からの相談が県内某市の総合窓口になされ、当センターにも付添支援の依頼がありました。当初、日本語がほとんど話せない方だということで、当センターにおいて通訳人の手配をしなくてはと、焦る気持ちがありました。

しかし、このときは幸いにも、その市に、相談者の母国語を話すことができる職員さんがおり、市もその職員さんの警察等への同行を快諾していただいたので、本人との面接や警察への付き添いに同席していただき、事情聴取や行政手続きの説明などの支援を極めてスムーズに行うことができました。

この時、平素からよく言われることですが、行政窓口をはじめとする関係機関や外国人の支援を行っている民間団体と連携した効率的な支援を実施するため、平時からの情報共有、各種研修会の開催など、良好な関係の保持に努めることが必要不可欠であると、今更ながら強く感じたところであります。

話は少し変わりますが、三重県でも平成31年(2019年)4月に「三重県犯罪被害者等支援条例」が施行され、令和3年(2021年)末で19市町において条例・要綱が施行されました。

未施行の自治体においても、ほとんどの市町において条例施行に向けて着々と準備が進められており、各市町の実情に合わせた様々な支援が行われ(ようし)ています。

その中で、ご紹介させていただきたいのは、来年度施行予定となっている某市においては、条例における支援として「外国人被害者からの相談を受理する際の通訳費用」の補助を盛り込むことで鋭意検討しており、実施されれば、他の市町条例における外国人犯罪被害者支援に関するリーディングケースとなるものと大きな期待を寄せています。

今後予想されます、国際化の益々の進展と、外国人労働者の増加などを踏まえて、当センターにおいても、安定的な通訳人の確保を目指すべく、三重県の犯罪被害者支援担当課、前述の「みえ外国人相談サポートセンター(みえこMieCo)」と連携して、予算措置を含めた恒常的な体制の確保に向け、検討を重ねているところであります。

このことにつきましては、全国には、先進的取り組みをされている支援センターさんもあると思いますので、また、ご教示・ご指導いただけますようお願い申し上げます、私のお話とさせていただきます。

